

京都府土地改良事業団体連合会の概要



1 沿革

京都府土地改良事業団体連合会の前身は、昭和5年3月設立された「京都府耕地協会」で、全国組織に加入し、中央と地方の連携を密に、情報の交換、制度の周知などの活動により耕地改良開発事業の伸長に大きな役割を果たしてきました。昭和27年に京都府土地改良協会に改称された後、昭和32年の土地改良法の改正により、中央・地方に土地改良事業団体連合会を置き、法人とすることとされました。昭和32年11月30日の設立総会を経て、昭和33年2月10日（農林省指令32農地第4423号）に京都府土地改良事業団体連合会（以下、「京土連」という。）の設立が認可され、現在に至っています。

2 目的

京土連は、土地改良事業を行う市町村や土地改良区・土地改良区連合などを会員とした法人であり、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的としています。また、国・府の行う土地改良事業に協力しています。

3 団体の性格

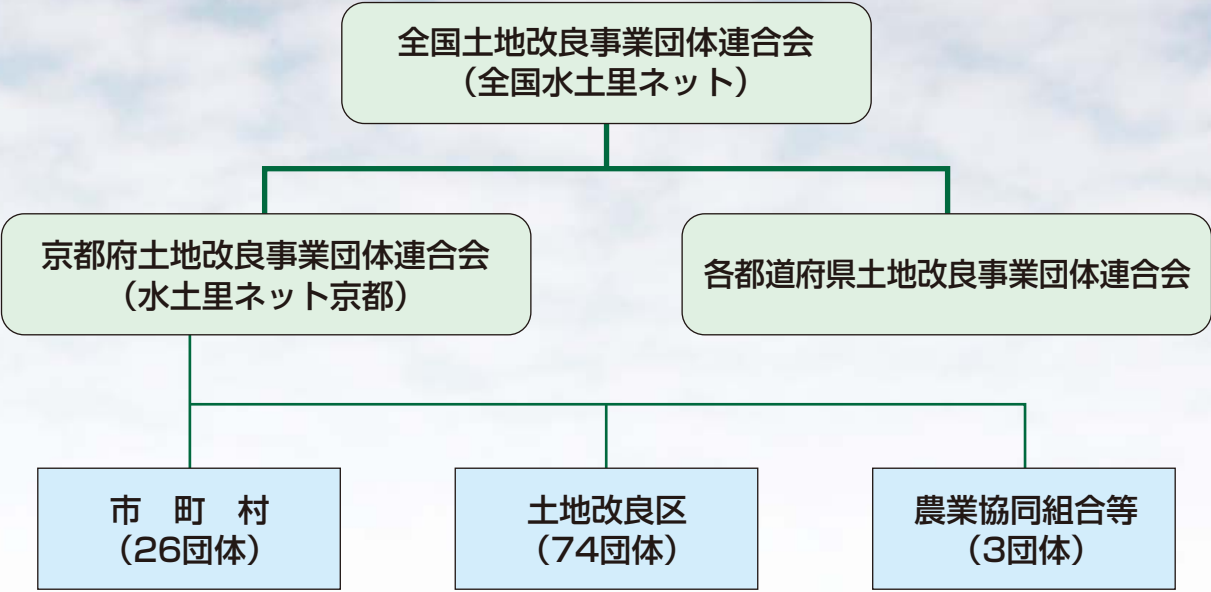
京土連は、土地改良法第111条の3により「法人」と規定されています。その法的性格は、目的・事業内容から公益性を強く有し、社団的法人として位置づけられています。そのため、税法上（法人税法・所得税法・印紙税法）では公益法人等としての扱いを受けています。

4 会員

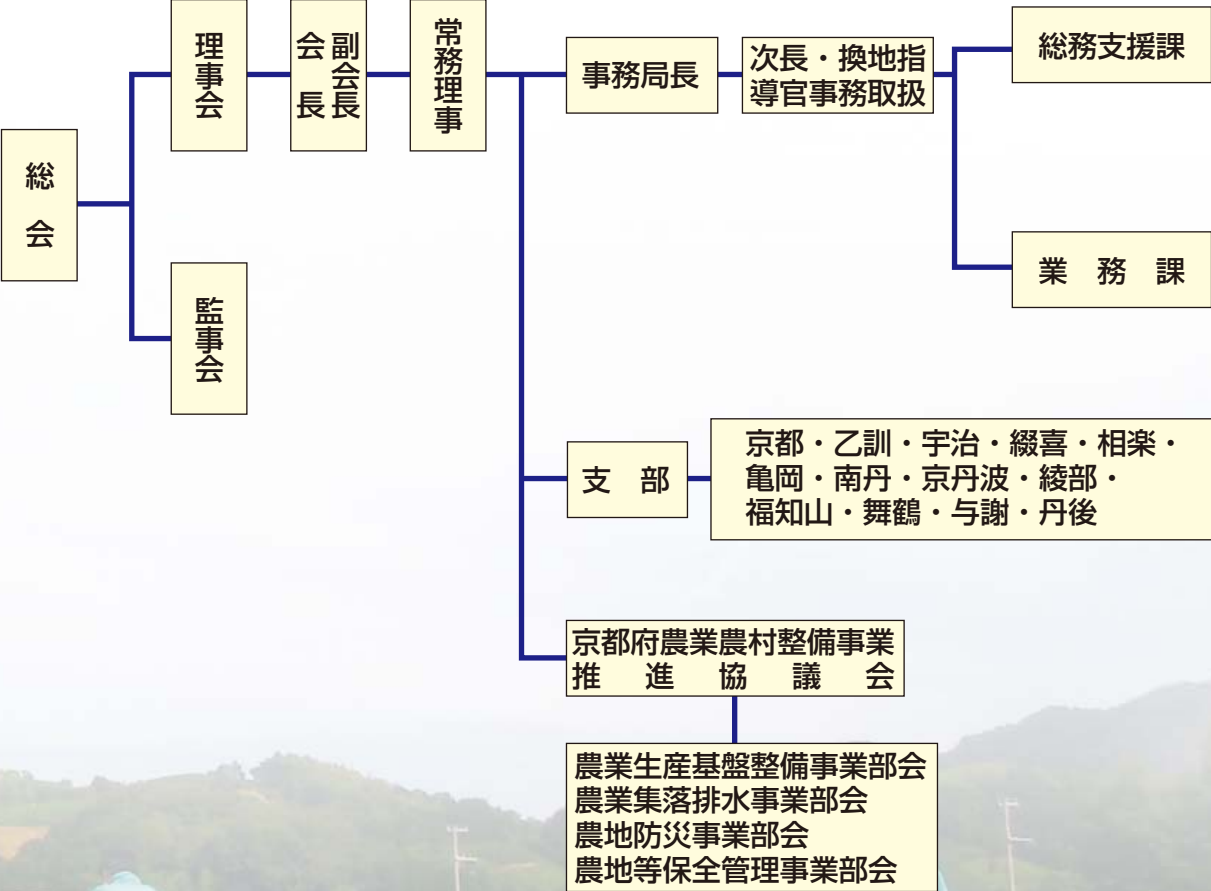
京土連の会員構成は、府内で土地改良事業を行う者で、市町村、土地改良区、農業協同組合等で構成され、会員の状況は次のとおりです。
(平成28年6月末日現在)

支部名	市町村	土地改良区	農業協同組合等	計
京 都	1	12	3	16
乙 訓	3	3	0	6
宇 治	3	6	0	9
綴 喜	4	5	0	9
相 楽	5	7	0	12
亀 岡	1	13	0	14
南 丹	1	5	0	6
京 丹 波	1	5	0	6
綾 部	1	7	0	8
福 知 山	1	6	0	7
舞 鶴	1	2	0	3
与 謝	3	0	0	3
丹 後	1	3	0	4
計	26	74	3	103

5 構成、組織機構



◇ 運営機構



6 事業の概要

1 換地業務

ほ場整備等の換地を伴う土地改良事業について、換地計画の樹立や換地処分登記等に係る以下の業務を実施しています。

- ◆換地設計
- ◆換地選定
- ◆換地処分
- ◆土地改良法手続き等

2 調査・計画・設計業務

農業農村整備事業の事業計画書の作成、工事発注に係る設計・積算書の作成及び工事施工管理補助等に係る以下の業務を実施しています。

- ◆調査設計
- ◆実施設計
- ◆変更設計
- ◆施工管理
- ◆計画変更
- ◆各種計画策定業務等

3 補助事業

(1) 土地改良区体制強化事業

(ア) 施設・財産管理強化対策

土地改良施設の円滑かつ適正な管理を図るため、土地改良施設の診断・管理指導のほか、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等に係る以下の業務を実施しています。

- ◆土地改良施設の診断・管理指導
- ◆土地改良事業に関する苦情・紛争等対策
- ◆土地改良財産管理に関する指導・相談

(イ) 受益農地管理強化対策

換地事務の適正かつ円滑な推進を図るため、換地に関する異議紛争の早期解決及び未然防止を図るための助言・指導、換地事務に関する指導等に係る以下の業務を実施しています。

- ◆換地選定に関する指導
- ◆換地処分未了地区等の解消に関する指導
- ◆換地等技術向上研修

(2) 換地処分等促進対策事業

土地改良事業について、換地処分の遅れ、異議紛争の発生等の問題が生じており、事業の円滑な推進及び促進を図るため、以下の事業を実施しています。

- ◆換地の濃密指導
- ◆土地改良事業に対する啓発普及活動
- ◆土地改良事業実施までの調査計画に対する地元指導
- ◆土地改良事業実施団体に対する運営指導

4 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の維持管理の中で、ポンプのオーバーホールやゲートの塗装、用排水路の浚渫・補修、機械等の部品交換など、数年に1回行うような施設の整備補修に対し、国、府が助成する制度で、京土連は、実施要望のとりまとめや事業採択事務、施設の診断、拠出金の徴収、交付金の交付などの業務を実施しています。

5 農家負担金軽減支援対策事業

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区について、土地改良事業に係る負担金償還の利息の一部を助成する事業・業務を実施しています。

6 会員支援等推進対策事業

(1) 会員支援事業

国・府の助成基準に満たない土地改良施設の補修など、会員が抱える課題に細やかに応えるため、会員支援事業を実施しています。

会員支援事業の概要

支援の種類	支援の対象
事業計画事務支援	・土地改良事業の法手続（事業計画書、地区編入等）に関わる書類作成
遅延地区換地促進対策支援	・換地事務が著しく遅延している地区の換地業務
調査設計支援	・新規の採択予定地区の事前調査（概略設計、概算事業費などの作成） ・設計図書、農道台帳等の書籍・図面の電子化や積算システムの保守管理
創造運動支援	・21世紀土地改良区創造運動の取組
人材育成支援	・土地改良区が自ら主催する研修会や公的機関が主催する研修会の参加
土地改良施設表示推進支援	・土地改良施設等の歴史や役割を広く伝えるための表示施設等の設置
地域協働活動支援	・農振農用地区域外での協働活動
土地改良施設管理構想策定支援	・土地改良施設の管理に関する取組を強化するための構想策定
土地改良施設機能診断支援	・すでに施設診断を済ませた施設のより高度で詳細な診断
小規模土地改良施設適正化支援	・土地改良維持管理適正化事業対象外の小規模な土地改良施設の補修
農業生産基盤整備支援	・土地改良施設等の小規模な整備
農地荒廃防止支援	・農地の荒廃防止のための管理耕作・荒廃農地の復旧
会員支援	・京土連職員の派遣・応援要請
特認	・京土連の会長が特に適当と認めるもの

(2) 水利施設等技術力強化対策事業

施設の長寿命化のためのストックマネジメント、長寿命化につながる適切な維持管理、また、近年頻発する自然災害に対する復旧事業等それぞれの技術力向上のための研修会等を実施しています。

(3) 水土里相談推進事業

土地改良区の運営や土地改良事業に係る様々な課題について、会員とのコミュニケーションを図るため、個別巡回相談を実施しています。

(4) システム化推進事業

土地改良区等の賦課金徴収などの事務局運営や「水土里ネット京都施設管理システム」の導入による、施設管理等を効率的に行うためのシステム化を推進しています。

7 各種協議会事務局運営

(1) 京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）の事業推進を行っています。

(2) 京都府農業水利施設等再生可能エネルギー利用推進協議会

農業水利施設等を活用した小水力発電等の再生可能エネルギーの利活用を計画的に推進するために、情報提供や啓発活動、技術力向上のための研修、発電施設整備に向けた活動を行っています。

7 役員構成

役員は、理事13人以上16人以内、監事3人を置くこととなっています。なお、役員の数のうち理事については13人、監事については2人は、会員を代表する者でなければならないと定められています。（定款17条、18条）

また、役員を選任、任期は、役員は総会において選任された銓衡委員が推薦した者のうちから総会において選任します。なお、役員（理事・監事）の任期は4年となっています。（定款18条、25条）

【役員名簿】

平成28年6月末日現在

役職	氏名	会員資格
会長理事	野中 広務	園部町土地改良区理事長
副会長理事	藤原 秀夫	学識経験者（元山城町長）
副会長理事	中村 安良	洛西土地改良区理事長
常務理事	久田 吉治	学識経験者（元京都府農林水産部技監）
理事	中小路 健吾	長岡京市長
//	稲田 宗夫	巨椋池土地改良区理事長
//	汐見 明男	井手町長
//	木村 要	精華町長
//	桂川 孝裕	亀岡市長
//	寺尾 豊爾	京丹波町長
//	山崎 善也	綾部市長
//	多々見 良三	舞鶴市長
//	井上 正嗣	宮津市長
代表監事	川端 貞男	十倉土地改良区理事長
監事	粟津 誠一	京都市東山土地改良区理事長
//	酒井 愛夫	亀岡市西部土地改良区理事長

任期は平成30年3月31日まで

みどり 水土里ネットとは

全国にある約5,000の土地改良区と、全国土地改良事業団体連合会、47都道府県土地改良事業団体連合会の愛称で、全国からの募集により平成14年10月に決定されたもので地域に開かれ、より身近に感じてもらえる組織を目指して名付けられました。

「水」

農業用水、
地域用水など

「土」

土地、農地、
土壌など

「里」

農村空間、農家や
地域住民が一体となった
生活空間など

みどり 水土里

みどり (=グリーン) は豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

水土里ネット

人、物、情報のつながりにより、地域住民や都市住民と連携（ネットワーク）して、美しく豊かな「水」、「土」、「里」を創り出し、21世紀の新たなふるさとづくりを目指す土地改良区の役割と姿を表現しています。

土地改良区とは

土地改良法に基づき設立された公的な法人で、全国で約5,000の土地改良区が活動しています。我が国の食料生産に欠かせない、農地や水路などの整備を行うとともに、それらの施設の維持管理を行う団体で、地域の資源や環境を守るなどの役割を担っています。

■発行 京都府土地改良事業団体連合会

みどり 水土里ネット京都

〒602-8054

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2
(京都府庁西別館)

総務支援課 TEL(075)451-4137

業務課 TEL(075)441-7755

FAX(075)414-2777